

広島県告示第四百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
串山二地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十八年六月一日広島県告示第五百九十四号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱九号と同一とし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱八号と九号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・区	町村	大字	字	地番	標柱番号
呉市	蒲刈町	向	串山	一一七〇番七	標柱一号及び八号
			串山	一一一〇番一	標柱二号及び三号
			小浜	一一〇九番二	標柱四号
			小浜	一一〇九番二地先 市道敷	標柱五号
			串山	一一一〇番五	標柱六号及び七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

坪井上地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号を昭和六十二年十二月二十四日広島県告示第千百九十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱五号と同一とし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱六号と同一とする。

郡市・区	町村	大字	字	地番	標柱番号
------	----	----	---	----	------

吳市		
音戸町		
坪井二丁目		
一八一番五	一八一番八	一八三番五
標柱五号	まで 標柱二号から四号	標柱一号